

## 不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保 のための経済的支援制度の確立を求める意見書

令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9,048人と10年連続で増加しており、本県においても前年度比519人増の2,073人と大幅に増加している。

こうした中、学校以外の場において多様な学習活動を提供するいわゆるフリースクール等の民間施設は、不登校児童生徒にとって社会的自立に向けた学びの場として重要な選択肢の一つとなっている。一方で、フリースクール等を利用するに当たっては、平成27年実施の文部科学省調査によると月額3万3千円程度の利用料が必要となり、経済的理由から通所を断念する事例も見受けられる。また、施設の設立や運営に対して経済的支援を行う自治体は一部にとどまっており、多くの施設は厳しい財政状況に置かれている。

よって、国においては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）第3条第2号に明記されている基本理念にのっとり、自治体の財政状況や家庭の経済力など置かれた環境にかかわらず、不登校児童生徒の多様な学習機会を確保するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 教育機会確保法制定時の衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の附帯決議のとおり、不登校児童生徒がフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対して、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政措置を講じること。
- 2 フリースクール等の民間施設の設立及び運営に対する補助金等の経済的支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月18日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
文部科学大臣	盛山正仁	殿
内閣府特命担当大臣	加藤鮎子	殿

（こども政策）

山形県議会議長 森田 廣